

5年度東かがわ市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、香川県の東端に位置し、気候は比較的晴天の日が多く、降水量が少ない瀬戸内海特有の温暖な気候である。この恵まれた自然条件と立地条件を生かし、米麦を中心に野菜、畜産等を組み合わせた複合経営が展開されている。また、近年においては、京阪神をターゲットとした収益性の高い施設野菜の導入が盛んになっている。

水稻については、農業粗生産額に占める割合は次第に低下しているが、依然として本市の基幹作物である。現在、認定農業者や集落営農法人等の中核的な担い手を中心に農地機構を活用した土地の借り入れや農作業受委託などによる規模拡大が進んでおり、大型機械の導入や共同作業でのコスト削減とともに品質向上に努めている。

しかし、小規模の土地利用型農業の多くは兼業での家族経営を主としており、高齢化による担い手の不足が顕在化してきている。さらに、農業の推進役として地域をけん引してきた世代のリタイアが予想され、耕作放棄地の一層の増加が懸念されている。

今後、食料自給率・自給力向上の観点から、不作付地等への作付拡大が重要であり、野菜を組み合わせた複合経営化を積極的に推進する必要がある。

さらに、土地利用型農業においては、大半を占める兼業農家に自立的判断を促し、人・農地プランへ位置付けられるような認定農業者や集落営農等への誘導を行うとともに、農地機構の活用による農地集積を図り、地域の担い手として確立させることが急務となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水田を活用し生産性の高い農業経営を支援するため、産地交付金の助成対象作物の生産拡大に取り組むことにより、担い手を含め管内農業者に対して所得向上を目指す。このため、関係機関と連携し作付けの推進及び品質の向上により、収益性の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

担い手を中心に農地の集積・集約化を図り、水稻を中心とした作付体系は維持しつつ、ブロックローテーションにより、麦類、野菜園芸作物等の高収益作物を組み合わせ、需要に応じた生産の検討を行ってきた。その中で水稻の作付面積減少が課題となっており、農地の多面的機能を保持する観点からも水稻の作付け、確保を図りながら、複合経営による収益力の向上に努め、畑地化についても必要であれば検討を行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

水稻は、本市の農業経営の基幹的作物であるが、全国的な需要の減少と水稻作付意欲の減退で生産が伸び悩んでいる。全国的には減産による需給調整が必要ではあるが、本市においては需要に見合った生産量を充足できていない状況にある。

さらに、流通が多様化し販売競争が一層激化することが見込まれており、販売戦略に基づく計画的な生産体制の整備が急務となっている。

そのため、県が育成した良食味水稻品種「おいでまい」や本市の水稻の大半を占める「コシヒカリ」に代わる良食味多収品種「あきさかり」の導入等により、消費者に好まれ

る米生産に取り組み、香川県産米としてのブランド力の向上に努める。

生産コストの低減などによる生産性の向上を図るため、農地の基盤整備をはじめ、認定農業者などの中核的な担い手への農地機構を利用した農地集積や、集落営農の組織化による生産コストの低減、農業機械銀行を活用した農作業支援システムの確立を図る。さらに、カントリーエレベーターや水稻共同育苗施設などの基幹施設については、機能の充実を図り、一層の生産コスト低減を進める。

（２）非主食用米

ア 飼料用米

水田の有効活用や農業所得向上等の観点から、実需者とのマッチングを促しながら、需給安定のための３年以上の複数年契約と多収品種等の生産性向上の取組みを推進する。また、販路拡大のための実需者とのマッチング活動を行う。

イ WCS 用稲

水田の有効活用や農業所得向上等の観点から、主な供給先である酪農・肉用牛農家での利用拡大を図るとともに、それらの畜産農家と作付けを希望する耕種農家のマッチングを通じて需要に応じた作付推進を行い、安定的・継続的な取組みとなるよう支援する。

具体的な取組内容として、生産性向上の取組を推進し、担い手を中心とした耕種農家と畜産農家の連携による飼料生産・供給体制の確立や、販路拡大のための実需者とのマッチング活動を行う。

（３）麦、大豆、飼料作物

麦類は、生産性の高い土地利用型農業を確立するための基幹作物として、また水田裏作の有効利用による土地利用型農家や集落営農組織の経営の安定化を図る観点からも重要な作物である。そこで、需要に応じた生産量を確保するため、計画的な作付けを推進し安定生産を進める。実需者から要望の高い県オリジナル小麦品種の「さぬきの夢 2009」及びはだか麦品種の「イチバンボシ」については、生産面積の維持を推進する。また、今年度より、東かがわ市で新たに導入したパン用小麦「はるみずき」や二条大麦「はるか二条」については、作付面積の拡大や品質・収量の安定化を推進するとともに、担い手の規模拡大や機械・施設の効率的利用等により生産性の向上を図る。

具体的な取組内容として、排水対策や機械化畝立栽培等による基本技術の励行により単収と品質向上を目指す。また、バラ出荷及び生産面積の維持に必要な機械・施設等への支援を実施する。

大豆は、麦類とともに土地利用型農業の中心的作物として計画的な作付けを推進する。さらに、栽培技術の高位平準化や収穫機械の共同利用による省力化・団地化等を図り、生産コストの低減と品質向上に努める。

具体的な取組内容として、生産面積の拡大に必要な機械等の支援を実施する。また、排水対策等基本技術の励行や麦類との二毛作体系の確立を推進する。

飼料作物は、飼料自給率の向上のみならず、水田の有効活用にも寄与している。また、飼料作物は、主として畜産農家が自ら作付けしているが、供給量が足りていないため、耕畜連携により生産面積の拡大に努める。

具体的な取組内容として、耕種農家と畜産農家の連携による飼料生産・供給体制の確立や実需者とのマッチング支援を行いつつ、高度利用等の生産性向上に取り組み、計画的な生産面積の拡大及び農地の有効利用の向上を目指す。

（４）そば

そばは、地域の実需者との契約等に基づき栽培されているが、天候の影響を受けやすく、生産性が低い状況にあり、引き続き、排水対策等の徹底により生産性の向上を図る。

（５）地力増進作物

地力増進作物は、ほ場整備後の地力回復や、麦・大豆・高収益作物等の連作障害回避を目的とした作物として位置づけし、同一ほ場での安易な作付けや連作の制限を図る。

（６）高収益作物

農業者の所得確保と産地維持のため、ブロッコリー、ネギ類（タマネギを含む）、ニンニク、キャベツ（加工用）、レタス、ナバナ、オクラ、パセリを重点品目とし、産地の拡大を進める。なお、品目選定については、本市で産地化・ブランド化を目指す品目として各生産部会と協議により決定した。

また、具体的な取組内容としては、生産面積の拡大や品質向上に必要な機械・施設等への支援の実施や、輪作等による周年安定生産技術・体系の確立を推進する。

・ブロッコリー

農協の支援体制が確立されていることや、栽培が比較的簡単で資材費がかからないため、新規就農者でも取り組みやすい品目である。引き続き、生産面積の拡大のため推進を行う。

・ネギ類（タマネギを含む）

ネギ類（特に青ネギ）は、露地での周年栽培が可能であり、継続出荷によって安定的な収益が見込まれる。また、軽量作物で栽培も簡単のため生産面積の拡大を図る。タマネギは、加工業務用の契約栽培が進んでいることから、需要量に応じた計画生産を進める。

・ニンニク

栽培期間が長いが、安定した所得が確保できる品目であり、盛んに栽培されている。共同乾燥や作業支援などで生産面積の拡大を図る。

・キャベツ（加工用）

農業者の収入の安定を図るため、加工用契約キャベツの推進を図る。作型の分散による作業分散を図り、需要量に応じた計画生産を進める。

・レタス

本県のレタスは市場からの評価も高く生産量の増加が望まれているため、本市の推進品目として、生産面積の拡大を図る。

・ナバナ

軽量作物で、種子代も比較的安価であり生産資材のコスト削減が見込まれる。また、本県のナバナは高品質であり、市場からの評価も高いことから生産量の増加が望まれているため、本市の推進品目として、生産面積の拡大を図る。

・オクラ

軽量作物で栽培管理が比較的簡単であり、長期集約型品目である上、価格も安定していることから本市の推進品目として、生産面積の拡大を図る。

・パセリ

県内で旧大内町が唯一の産地であり、「大内パセリ」として県内外から安定的な需要があるため、更なる栽培技術の向上を図り、面積維持や品質向上を目指す。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	692.2	0	692.2	0	692.2	0
飼料用米	13.3	0	17	0	17	0
WCS用稲	23.5	0	26	0	26	0
麦	88.5	73.8	101.4	84.5	100	76.5
大豆	20.2	0	17	0	17	0
飼料作物	14.7	5.6	14	4.8	14	4.8
・子実用とうもろこし	0	0	7	0	0	0
そば	0	0	0.2	0	0.2	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物						
・野菜	55.8	17.6	91	34	91	34
・ブロッコリー	29.8	11.7	46	20	46	20
・ネギ類(タマネギを含む)	12.8	0.5	16	2.5	16	2.5
・ニンニク	3.5	1.5	7	3	7	3
・キャベツ(加工用)	0.2	0.2	2	1	2	1
・レタス	3.7	3.3	8	5.5	8	5.5
・ナバナ	1.3	0.3	3	1	3	1
・オクラ	1.1	0.1	3	1	3	1
・パセリ	3.4	0	6	0	6	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦類（基幹作、二毛作）	麦担い手集積加算	・ 担い手の麦類（小麦、はだか麦、二条大麦）の面積 ・ 1経営体の平均作付面積	（R4年度）88.5ha （R4年度）6.3ha	（R5年度）100ha （R5年度）6.5ha
2	麦類（二毛作）	麦担い手二毛作加算	・ 農地の高度利用面積（担い手の麦類（小麦、はだか麦、二条大麦）の作付面積）（二毛作面積） ・ 担い手の作付割合	（R4年度）73.8ha （R4年度）100%	（R5年度）76.5ha （R5年度）100%
3	麦類（基幹作、二毛作）	麦担い手品種加算	・ 担い手のはるか二条の取組面積	（R4年度）0ha	（R5年度）5.7ha
4	大豆（基幹作、二毛作）	大豆生産性向上助成	・ 大豆生産性向上の取組面積 ・ 生産性向上の技術メニューのうち4つ以上の取組率	（R4年度）20.2ha （R4年度）100%	（R5年度）17.0ha （R5年度）100%
5	飼料用米（多収品種等生産性向上）、WCS用稲（担い手等生産性向上）（基幹作）	新規需要米生産性向上助成	・ 飼料用米の多収品種等の生産性向上の取組面積（多収品種等生産性向上の取組率） ・ WCS用稲の担い手等の生産性向上の取組面積（担い手等生産性向上の取組率）	（R4年度）13.3ha 100% （R4年度）23.5ha 100%	（R5年度）10.0ha 100% （R5年度）26.0ha 100%
6	青刈りとうもろこし、青刈り麦、ソルガム、スーダングラス、イタリアンライグラス（基幹作、二毛作）	飼料作物生産性向上助成	・ 飼料作物生産性向上の取組面積 ・ 生産性向上の技術メニューの取組率	（R4年度）14.7ha （R4年度）100%	（R5年度）14.0ha （R5年度）100%
7	ブロッコリー、ネギ類（タマネギを含む）、ニンニク、キャベツ（加工用）、レタス、ナバナ、オクラ、パセリ（基幹作、二毛作）	野菜品目助成	・ ブロッコリー ・ ネギ類（タマネギを含む） ・ ニンニク ・ キャベツ（加工用） ・ レタス ・ ナバナ ・ オクラ ・ パセリの取組面積	（R4年度） ・ 29.8ha ・ 12.8ha ・ 3.5ha ・ 0.2ha ・ 3.7ha ・ 1.3ha ・ 1.1ha ・ 3.4ha	（R5年度） ・ 46.0ha ・ 16.0ha ・ 7.0ha ・ 2.0ha ・ 8.0ha ・ 3.0ha ・ 3.0ha ・ 6.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：

協議会名：

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦担い手集積加算	1,2	1,000	小麦、はだか麦、二条大麦	担い手の麦類(小麦、はだか麦、二条大麦)の作付面積に 応じて加算
2	麦担い手二毛作加算	2	1,000	小麦、はだか麦、二条大麦	担い手の麦類(小麦、はだか麦、二条大麦)の二毛作面積 に応じて加算
3	麦担い手品種加算	1,2	1,000	はるか二条(二条大麦)	担い手のはるか二条(二条大麦)の作付面積に応じて加算
4	大豆生産性向上助成	1,2	5,500	大豆	技術メニューに取り組んだ作付面積に応じて助成
5	新規需要米生産性向上助成	1	1,000	飼料用米、WCS用稲	技術メニューに取り組んだ作付面積に応じて助成
6	飼料作物生産性向上助成	1,2	1,000	青刈りとうもろこし、青刈り麦、ソルガム、 スーダングラス、イタリアンライグラス	技術メニューに取り組んだ作付面積に応じて助成
7	野菜品目助成	1,2	2,000	ブロッコリー、ネギ類(タマネギを含む)、ニン ニク、キャベツ(加工用)、レタス、ナバナ、オ クラ、パセリ	作付面積に応じて助成

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。